

寄附金（税額）控除のための書類について

1 寄附金控除の適用要件

衆議院小選挙区選出議員選挙において、個人が選挙運動に関して寄附をした場合には、以下の要件に該当するものについて所得税の優遇措置が受けられます（「寄附金控除」の対象となります。）。

- ① 衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者として届出をした者にかかる選挙運動に関してなされた個人からの寄附であること
- ② 選挙運動に関する候補者の収支報告書に寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日が記載されていること
- ③ 次に示す政治資金規正法の規定に違反していないこと
 - ア 個人の年間の寄附の総額は、公職の候補者、その他の政治団体（政党・政治資金団体以外の政治団体）に対するものを通じて 1,000 万円まで
 - イ 同一の公職の候補者に対し年間 150 万円まで
 - ウ 他人名義や匿名の寄附でないこと

2 寄附金控除を受けるための手続

寄附金控除を受けるためには、出納責任者が選挙運動費用収支報告書を法定の期限内に提出するとともに、あわせて「寄附金（税額）控除のための書類」を富山県選挙管理委員会に提出する必要があります。

提出された書類は、収支報告書と照合のうえ、確認印を押して出納責任者に返還します。出納責任者は、返還された書類を寄附者に交付してください。

寄附者は、この書類を確定申告の際、税務署へ提出することで寄附金控除を受けることになります。

提出書類は、富山県選挙管理委員会のホームページからダウンロードできます。

控除される金額等の詳細については、税務署にお問い合わせください。

寄附金（税額）控除のための書類（記載例）

不備がなければ、県選挙管理委員会の確認印を押して返却します。

返却された書類は、寄附者に交付してください。

寄附金(税額)控除のための書類

選挙運動費用収支報告書に記載の内容と一致させてください。

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

寄附をした者	氏名	砺波 一雄		
	住所	南砺市城端123		
寄附金の額	必ず、"¥" をつけてください。 ¥200,000 -			
寄附の年月日	寄附を複数回受領した場合、この欄は空欄にし、"寄附の内訳"欄に記入してください。 年 月 日			
寄附の内訳	年 月 日	金額	年 月 日	金額
	令和8年1月26日	100,000 円		
	令和8年1月27日	100,000 円		
	年 月 日	円	同一人物が、日を違えて寄附をした場合は、寄附日ごとに「寄附の内訳」に計上し、上段"寄附金の額"欄に合計額を記入してください。	

(政治団体への寄附の場合)

名称		
所在地		
団体の区分	1. 政党又は公職選挙区候補者の七項目以外の既定の政治団体	
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団主重要な国會	記入不要
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 (同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。)	(1)その支持する者の氏名	
	(2)上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 年 月 日

(選挙運動に関連した寄附の場合)

公職の候補者	(1)公職の候補者の氏名	富山 太郎
	(2)上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	衆議院小選挙区選出議員 選挙 令和8年1月27日
住所	富山県富山市○○町1-1	